

平成20年加美町議会第1回定例会会議録第3号

平成20年3月12日（水曜日）

出席議員（19名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤正憲君 | 2番 | 米木正二君 |
| 3番 | 木村哲夫君 | 4番 | 一條光君 |
| 5番 | 吉岡博道君 | 6番 | 門脇幸悦君 |
| 7番 | 下山孝雄君 | 8番 | 沼田雄哉君 |
| 9番 | 工藤清悦君 | 10番 | 三浦英典君 |
| 11番 | 佐藤善一君 | 12番 | 近藤義次君 |
| 13番 | 新田博志君 | 14番 | 福島久義君 |
| 16番 | 高橋源吉君 | 17番 | 一條寛君 |
| 18番 | 星義之佑君 | 19番 | 猪股信俊君 |
| 20番 | 米澤秋男君 | | |

欠席議員（1名）

15番 尾形 勝君

欠 員 なし

説明のため出席した者

| | |
|---------------|--------|
| 町 長 | 佐藤澄男君 |
| 副町長 総務課長兼 | 森田善孝君 |
| 行政改革推進室長 | 早坂宏也君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 五十嵐信一君 |
| 危機管理室長 | 猪又健君 |
| 企画財政課長 | 早坂仁君 |
| 町民課長 税務課長兼 | 吉田恵君 |

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 特別徴収対策室長 | 竹 中 直 昭 君 |
| 農 林 課 長 | 猪 股 雄 一 君 |
| 農業振興対策室長 | 府 田 周 一 君 |
| 森林整備対策室長 | 浅 野 恒 昭 君 |
| 商工観光課長 やくらい高原温泉 | 伊 藤 東 君 |
| 保養センター所長 | 齋 藤 吉 男 君 |
| 建 設 課 長 | 早 坂 忠 幸 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 柳 川 文 俊 君 |
| 子育て支援室長 地域包括支援 センター所長 | 早 坂 律 子 君 |
| 上下水道課長 | 佐 藤 勇 悦 君 |
| 小野田支所長 | 高 橋 行 雄 君 |
| 宮崎支所長 | 小 松 信 一 君 |
| 参事兼総務課長補佐 | 岩 渕 浩 弥 君 |
| 教 育 課 長 | 高 橋 ちえ子 君 |
| 教育総務課長 | 伊 藤 善 一 郎 君 |
| 社会教育課長 | 三 嶋 秀 二 郎 君 |
| 文化振興課長 | 三 浦 庄 一 郎 君 |
| 体育振興課長 | 大 類 恭 一 君 |
| 農業委員会会長 | 三 浦 又 英 君 |
| 農業委員会事務局長 | 兔 原 伸 一 君 |
| 代表監査委員 | 川 熊 忠 男 君 |
| 監査委員書記 | 小 山 元 子 君 |
| | 佐 藤 鉄 郎 君 |

事務局職員出席者

| | |
|------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 澤 口 信 君 |
| 副参事兼議事調査係長 | 鈴 木 茂 君 |
| 主 事 | 伊 藤 一 衛 君 |

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第32号 平成20年度加美町一般会計予算
- 第 3 議案第33号 平成20年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第34号 平成20年度加美町老人保健特別会計予算
- 第 5 議案第35号 平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第36号 平成20年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 7 議案第37号 平成20年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 8 議案第38号 平成20年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 9 議案第39号 平成20年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第10 議案第40号 平成20年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第11 議案第41号 平成20年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第12 議案第42号 平成20年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第13 議案第43号 平成20年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算
- 第14 議案第44号 平成20年度加美町水道事業会計予算
- 第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第16 発議第 2号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書の提出について
- 第17 所管事務調査の結果報告について
- 第18 産業経済常任委員会の所管事務調査の中間報告について
- 第19 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

午後2時45分 開議

○議長（米澤秋男君） 本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。15番尾形 勝君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、2番米木正二君、3番木村哲夫君を指名いたします。

○議長（米澤秋男君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 去る3月7日議決いただきました議案第30号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）の中で、12番議員から質問ありました中で答弁漏れがありましたので、答弁いたします。

この件につきましては、やくらいフーズから町が購入しました広原小学校の件でございます。この件で、学校敷地として1万7,000平方メートル購入しておりますけれども、学校敷地として現在利活用の計画があるのが9,000平方メートルで、8,000平方メートルほど残りますが、これらについての利活用についてというような質問でございました。

これらについて議事録等を調査しました結果、御質問のとおり、8,000平方メートルほどについて、前町長におきましては、「機会があれば普通財産に移行し、住宅用地として分譲等をしたい」というような答弁をしております。

しかし、まだ学校用地としての完成を見ておりません。それから、教育委員会から、まだ利活用について残地何平方メートルというものが町の方へ返っておりませんので、それは計画としてあるということでもありますから、今後、20年度の中で、8,000平方メートルになるか平米数は確定でございませぬけれども、教育委員会の方から町長部局へ報告がなされるものと思います。その段階で町としましては早急に普通財産として住宅用地として整備する考えはございませんが、情勢の中で必要があるとなれば普通財産として受けたいと思っております。

しかし、普通財産として受ける場合に問題があります。というのは、やくらいフーズが加美町に学校用地として売った場合に、土地収用法で措置法によりまして5,000万円ほどの控除がなされておりますから、この措置法は、途中で用途を変更した場合、変更部分について税の返還も発生すると思っております。その場合に、協定の中では、本来ですと業者の方で、売った方が減

免受けてますから、そっちで払わなくてはならないわけですが、理由がこちらで変更するとすれば、変更する方で負担しなくてはならないということがありますので、その点が一番大きな問題点となります。ですから、まだ時期尚早とっておりますが、計画が進む中でこれらに対処していきたいと思っておりますので、御了解をお願いしたいと思います。以上です。

-
- 日程第 2 議案第 3 2 号 平成 2 0 年度加美町一般会計予算
 - 日程第 3 議案第 3 3 号 平成 2 0 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
 - 日程第 4 議案第 3 4 号 平成 2 0 年度加美町老人保健特別会計予算
 - 日程第 5 議案第 3 5 号 平成 2 0 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第 6 議案第 3 6 号 平成 2 0 年度加美町介護保険特別会計予算
 - 日程第 7 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
 - 日程第 8 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
 - 日程第 9 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度加美町霊園事業特別会計予算
 - 日程第 1 0 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
 - 日程第 1 1 議案第 4 1 号 平成 2 0 年度加美町下水道事業特別会計予算
 - 日程第 1 2 議案第 4 2 号 平成 2 0 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
 - 日程第 1 3 議案第 4 3 号 平成 2 0 年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算
 - 日程第 1 4 議案第 4 4 号 平成 2 0 年度加美町水道事業会計予算

○議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程第 2、議案第 32 号平成 20 年度加美町一般会計予算、日程第 3、議案第 33 号平成 20 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 4、議案第 34 号平成 20 年度加美町老人保健特別会計予算、日程第 5、議案第 35 号平成 20 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 6、議案第 36 号平成 20 年度加美町介護保険特別会計予算、日程第 7、議案第 37 号平成 20 年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第 8、議案第 38 号平成 20 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第 9、議案第 39 号平成 20 年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第 10、議案第 40 号平成 20 年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第 11、議案第 41 号平成 20 年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第 12、議案第 42 号平成 20 年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第 13、議案第 43 号平成 20 年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、日程第 14、議案第 44 号平成 20 年度加美町水道事業会計予算、以上 13 件はいずれも平成 20 年度当初予算であり、関連いたしておりますので、会議規則第 36 条の規定に基づき一括議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第32号から日程第14、議案第44号までを一括議題とすることに決しました。

議案第32号から議案第44号までは、平成20年度予算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長一條 光君、御登壇願います。

〔予算審査特別委員長 一條 光君 登壇〕

○予算審査特別委員長（一條 光君） 本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第32号平成20年度加美町一般会計予算、原案可決。

議案第33号平成20年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第34号平成20年度加美町老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第35号平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第36号平成20年度加美町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第37号平成20年度加美町介護サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第38号平成20年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、原案可決。

議案第39号平成20年度加美町霊園事業特別会計予算、原案可決。

議案第40号平成20年度加美町営駐車場事業特別会計予算、原案可決。

議案第41号平成20年度加美町下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第42号平成20年度加美町浄化槽事業特別会計予算、原案可決。

議案第43号平成20年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、原案可決。

議案第44号平成20年度加美町水道事業会計予算、原案可決。

以上、報告といたします。

○議長（米澤秋男君） 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算審査特別委員会において十分に尽くされたと思いますので、質疑を省略して、直ちに討論を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、質疑を省略して、直ちに討論を行うことに決しました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許可します。ございませんか。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 平成20年度一般会計予算に賛成討論するものでございます。

昨年の6月に町長が厳しい選挙の中で勝ち得て町長になったわけでありまして。長い間小野田町の議長として、そしてまた合併時の合併協議会の委員として、その後、合併後、議員として町政に参画し、町長として執行部入りして、大変御苦勞もあつたろうし、喜びもあつたと思うのであります。

しかし、予算期を迎えて、政治状況が大変厳しい中で、道路財源の関係で政局が混乱している中で予算を組まなければならないと、非常に大変な問題だつたと思うのであります。しかし、町長は就任時に公約として、戒石銘を引用いたしまして、職員は町民のために新しい倫理性を持つべきだと、高い倫理性を持つべきであるというお話をなされたわけでありまして。また、もう一つは、積極果敢に財政再建に取り組むんだと。鉛筆1本から大事にして取り組むんだという話がなされたわけでありまして。そういう宣言のもとに予算編成に取り組んだのだらうと思うわけでありまして。

予算について見ますと、一般会計 122億 4,500万円、特別会計を含めて2億 4,300万円になっているわけでありまして。これを町民1人当たりに計算してみると、1人当たり76万 6,000円、そして1戸当たりになると 260万円の大きな金になっているのが事実であります。

一方、予算を見ると、大変いろいろな面で心配りがなされているわけでありまして。総務費において大崎広域行政に対する負担金、あるいは民生費においても、色麻の病院の関係の負担金、あるいは子供たちの小学校6年生までの無料化、あるいは後期高齢者医療給付に対する2億以上の金の支払い、健康保険に対する繰出金1億 7,000万円がなされているわけでありまして。児童手当にしても1億 9,300万円の金がなされると。そのほか、農林業費にしても、あるいは土づくりセンターにいたしましても1億 1,000万円の予算が計上されているわけでございます。そのほか、町道整備事業に2億の金が費やされ、下水道についても繰出金として4億の金が出されているわけでありまして。このように、学校関係にいたしましても、小学校の大規模改造、中新田小学校で2億の金が出され、宮崎小学校のプール、旭小学校のプールについても2,000万円ずつの金が出されているわけでございます。そのほか、生涯学習の公民館、宮崎の公民館についても2億 5,000万円で工事がなされているように計画をなされたということ、まさにいろいろな面で心配りがなされた予算であるというふうに感ずるわけでございます。

一方、今の県の情勢を見ると、工場誘致でまさに宮城県が一気に裕福になったような感じが

するわけであります。大衡村を中心とした工場誘致の関係で、各町が対策室を築いて頑張っているわけであります。我が町についても、やはり対策本部を立ち上げて頑張るということになれば、当然トップ会談のことが一番大事になってくると思うわけであります。町長が率先して行って相手のトップと話し合う以外、道は開けないと思うわけであります。

どうか町長の「加美町は一つ」であるという精神、そしてスポーツで鍛えた積極果敢な精神をもって、十分に他の町村に負けないような町勢発展のためになお一層頑張ってくださいことを期待して賛成討論とするものでございます。議員各位の賛成をお願いして終わります。

○議長（米澤秋男君） 次に、原案に反対者の討論を許可します。（「なし」の声あり）ございませんか。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号平成20年度加美町一般会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成20年度加美町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成20年度加美町老人保健特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成20年度加美町介護保険特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成20年度加美町介護サービス事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成20年度加美郡介護認定審査会特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成20年度加美町霊園事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成20年度加美町営駐車場事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成20年度加美町下水道事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第42号平成20年度加美町浄化槽事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成20年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成20年度加美町水道事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（米澤秋男君） 日程第15、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

本案件は、平成20年6月30日で任期満了となる宮崎地区の今野 守委員及び鎌田昭吉委員について、引き続き委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

任期は平成20年7月1日から平成23年6月30日までの3年間となりますが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱となり、その手続に約3カ月を要するため、今議会に諮問いたしたものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

この採決は個々に行います。

お諮りします。本件は原案のとおり今野 守さんを答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり答申することに決しました。

続いてお諮りいたします。本件は原案のとおり鎌田昭吉さんを答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり答申することに決しました。

日程第16 議発第2号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書の提出について

○議長(米澤秋男君) 日程第16、議発第2号「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長(澤口 信君) それでは朗読いたします。

議発第2号

「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年3月6日

| | | | |
|-----|---------|-----|-----|
| 提出者 | 加美町議会議員 | 一 條 | 寛 |
| 賛成者 | 同 | 一 條 | 光 |
| | 同 | 星 | 義之佑 |
| | 同 | 工 藤 | 清 悦 |
| | 同 | 佐 藤 | 善 一 |
| | 同 | 新 田 | 博 志 |
| | 同 | 高 橋 | 源 吉 |

であります。

裏面をお願いします。

「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書(案)

昨年、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が発表した「第4次評価報告書」は、地球の温暖化について、引き続き石油などの化石燃料に依存していけば、今世紀末には平均気温は4.0度(2.4～6.4度)上がると予測し、今後、人間の存在基盤が著しく脅かされる恐れがあり、その対策の緊急性を訴えるとともに、各国政府がより強力な対策を講じるよう警鐘を鳴らしている。

対策の大きな鍵をにぎる温室効果ガスの削減について、昨年12月、インドネシアのバリで開催されたCOP13(国連気候変動枠組条約第13回締約国会議)で、2009年末の妥結を目指してポスト京都議定書の枠組みに関して交渉を開始することで合意がなされた。特に、日本は今

年、この交渉の進展に重要な役割を持つ北海道洞爺湖サミットの議長国であり、世界の温暖化対策、特に京都議定書に加わっていない米国、中国、インドなども含め、すべての主要排出国が参加する新たな枠組みづくりをリードする使命がある。

そのためにも、自らが確固とした削減政策と中長期の排出削減目標を示す必要があり、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー対策によって「低炭素、循環型社会」への移行を図る道標を示すべきである。

石油脱却に向けてカギを握っているのが代替燃料としてのバイオ燃料です。石油産業社会に替わる「バイオマス産業社会」をも展望し、食糧との競合問題への対応も含めて、日本をあげてバイオマス活用の推進を図るために「バイオマス推進基本法」（仮称）を制定すべきである。

現在、政府が進める「バイオマス・ニッポン総合戦略」を総合的かつ計画的に推進するためにも、同基本法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成20年3月12日

宮城県加美町議会議長 米澤秋男

提出先

内閣総理大臣 福田康夫 殿

文部科学大臣 渡海紀三朗 殿

農林水産大臣 若林正俊 殿

経済産業大臣 甘利明 殿

国土交通大臣 冬柴鐵三 殿

環境大臣 鴨下一郎 殿

以上です。

○議長（米澤秋男君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。一條寛君、御登壇願います。

〔17番 一條寛君 登壇〕

○17番（一條寛君） 意見書提出の趣旨の説明を申し上げます。

今、地球温暖化と石油枯渇に対応する最も実用的な新エネルギーとしてバイオマスが注目を集めております。バイオマスとは、動植物から生まれた再生可能な有機質の資源であり、食品廃棄物、家畜のふん尿、建設廃材、下水汚泥、稲わら、もみ殻、間伐材、穀物等であります。バイオマスエネルギーはCO₂の排出量がカウントされないカーボンニュートラルの京都議定

書に対応したエネルギーであり、温暖化対策にも役立ちます。

また、バイオマスは石油の代役にもなり、さらに長期的には植物由来のポリエチレンやプラスチックを製造するバイオマス素材産業もでき、資源小国の日本にとってすぐれたものであり、近未来の日本の大きな力となると思います。

また、適正な産業化は農林水産業や農村漁村を元気にすると思います。日本では、バイオマス日本総合戦略に基づき、バイオマスエタノールの利活用が進んできました。しかし、温暖化の進展によって、近い将来、ひでりや集中豪雨などの異常気象で農業生産力が急激に落ちることが心配されます。バイオマスエタノールを食糧問題と競合させることなく、いかに安定的に調達していくかが課題であります。

そこで、日本の国土の3分の2を占める森林資源を持続可能な資源としてどう活用するかが我が国の将来を左右すると思います。森林は地域に眠る再生可能な資源であり、まさに緑の油田であります。この豊富な木質バイオマスを活用してのエタノール製造に力を入れるべきと思います。

国を挙げてのさらなるバイオマスの活用推進を図るためには、関係省庁間での計画的、総合的、一体的な取り組みが必要であり、その戦略的方向づけの基本法として「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求めるものであります。議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議発第2号「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決しました。

日程第17 所管事務調査の結果報告について

○議長（米澤秋男君） 日程第17、所管事務調査の結果報告についてを議題といたします。

総務建設常任委員長から調査結果報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。
総務建設常任副委員長門脇幸悦君、御登壇願います。

〔総務建設常任副委員長 門脇幸悦君 登壇〕

○総務建設常任副委員長（門脇幸悦君） 本来ですと総務建設常任委員長が報告を申し上げるわけでございますけれども、事情により、私、副委員長の方から報告をいたします。

委員会所管事務調査報告

本委員会で実施した所管事務調査について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。

- 調査事件
- 1) 行財政改革推進の効果と課題について
 - 2) 安全で快適に暮らせるまちづくりの取組みについて
- 調査目的
- 1) 行財政改革の実施状況の検証と、新たな改革課題の把握検討を行い、健全な財政運営と効率的な行政運営の向上を図る。
 - 2) 住民が安心して暮らせるまちづくりを構築するため、住民ニーズに対応した生活環境の整備充実を図る。

調査期間としまして、平成19年7月から平成20年3月、第1回から第6回の委員会を開催しております。

各委員会の調査内容については、ごらんいただきたいと思います。

調査結果でございますけれども、1番目の行財政改革推進の効果と課題について。

本町は、厳しい財政状況を克服するとともに、地方分権時代に相応し自立した行財政運営を早急かつ強力に進めていくため、「加美町行政改革大綱」・「加美町行政改革実施計画」を策定し、平成17年度から取組みに着手している。

行政改革は、行政改革推進委員会並びに庁内推進体制の下、職員定員管理、組織機構・給与構造・補助金・財政計画等の見直しなど重点事項を計画どおり進められており、着実にその改善効果が見受けられる。

しかし、実施内容の具体的な取り組みとして、平成19年度以降の検討事項もまだまだ多いことから、実現するための実施内容・実施期間・実績・効果・課題を再度整理し、新たな改革課題の見直しが必要である。また、財政健全化計画及び定員適正化計画と整合を図りながら、組

織・機構編成、会館等公共施設の統廃合、アウトソーシングなどの指針を策定し、総合的に進めるべきである。

さらに、改革を着実かつ計画的に推進するためには、町民に理解していただくことが不可欠であることから、取組み状況・財政状況等情報を公開し、町民の声を取り入れながら進める必要がある。

町の財政運営は、新町建設計画に基づき進められてきたが、国の「三位一体の改革」など本町財政を取巻く環境への的確かつ柔軟に対応するため、平成17年度を初年度とする「長期財政計画」を策定し、健全財政の維持に努めている。

また、平成19年度6月に「地方公共団体財政健全化法」が制定され、高金利の地方債の公債費負担を軽減するための制度を活用するため、「財政健全計画」を策定している。この計画は、平成19年度以降の財政運営の指針とし、合わせて行政改革・経営健全化施策を推進することとしている。

町の予算編成においては、一般財源の枠配分方式を採用し義務的経費・政策的経費の抑制に努めている。

しかし、現状を取り巻く環境は、米価の下落、原油の高騰に連動した物価上昇、少子高齢化による社会保障関係経費の増大等依然として厳しい財政状況にある。また、財政状況の見通しを財政健全化計画で見ると、町税では景気回復を見込んで増加で試算していること、財政調整基金が減少傾向にあること、決算額が毎年計画額を上回っていることなど、計画のとおり推移していないことが予想される。

健全財政を維持するためには、行財政のスリム化と財政構造の健全化を図る必要があることから、行政改革を着実に推進し、財政健全化計画に示した財政規模・財政指標等の数値目標を、町民、議会、職員等が認識を共有化し、着実に実行することが必要である。

2番目、安全で快適に暮らせるまちづくりの取組みについて。

総合的な交通体系の整備について、道路整備予算が年々減少し続ける状況の中、山間地域の国道347号の道路拡幅事業・一般県道道路改良事業等は、県の整備計画に基づき着実に進められている。また、日常生活に関わりの深い町道については、幹線町道の改良事業と防雪柵設置事業を重点事業として整備されている。

しかし、町道整備事業は、総合計画実施計画で、平成17年度から平成21年度中に137路線の事業に着手する計画であります。継続事業が進まず新規路線に着手できないでいる状況にある。その要因として、道路整備事業予算の大幅の減額と新町建設計画・過疎計画等を踏襲した

幅の広い計画である。

本町の道路整備は、まだまだ不十分な状況で地域の要望も多く、今後の事業を着実かつ計画的に整備するため、国道 347号においては、山間地域の事業整備計画区域の拡大と交通渋滞の解消のための大崎市古川近郊のバイパス路線が早急に整備されますよう県に強く要望され、町道においては、道路整備予算枠の確保と、行政改革の行政評価システム導入により緊急性・重要性・必要性を検証した計画路線の見直しを図る必要がある。

上水道事業については、緊急時給水拠点等を確保するための緊急連絡管整備事業に着手し、施設連携が図られている。平成19年度に策定した公営企業経営健全化計画に基づく経営施策を着実に実行し経営の健全化に努められたい。

下水道については、中新田地区・広原地区・鳴瀬地区を整備する公共下水道事業、下水道計画区域外を対象に整備する合併浄化槽は、予算の確保が図られ計画的に整備されている。早期供用開始に向け、さらなる事業の推進に努められたい。

環境施策を総合的に推進するため、平成19年3月に環境基本条例に基づく「加美町環境基本計画」を策定している。快適な生活環境、自然環境との共生、循環社会と資源・エネルギー、地球環境など今後の環境分野のマスタープランであり、町・町民・事業者・滞在者に対する環境配慮の指針を示している。今年度の取り組みとして「加美町環境フェア」を開催し、ごみ減量化などの環境保全や地球温暖化防止の普及啓発に努めている。加美町の環境の創造を目指し、町民の意識醸成や取組みの継続性確保が重要であることから、町民、行政の協働推進体制による進行管理に努められたい。

以上、総務建設常任委員会より報告を申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 調査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これにて総務建設常任委員会の所管事務調査の結果報告を終了いたします。

次に、教育民生常任委員長から調査結果報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長近藤義次君、御登壇願います。

報告は簡単をお願いいたします。

〔教育民生常任委員長 近藤義次君 登壇〕

○教育民生常任委員長（近藤義次君） 教育民生委員会の報告をいたします。

調査事件であります、福祉・教育行政についてであります。

次に、目的であります。制度改正による高齢者・障害福祉に対する現状や事業計画を把握し、また学校教育における様々な諸問題を調査しながら、福祉・教育全般にわたる町民へのサービス向上のために提言をいたすものであります。

調査の結果でございますが、福祉行政についてから申し上げます。

保育所事業については、町内5つの施設の中で、延長保育を実施しているのは中新田保育所のみであり、土曜保育も同所だけが午後6時まで実施し、ほかは午前中だけである。職員体制を整備しながら、延長保育をはじめ均一したサービスの実施に向け検討すべきであります。

また、保育料について、合併してからこれまで国基準額の50%で行ってきたが、保育サービスのニーズが高まる中、非常勤職員の確保や延長保育の拡充などサービスを充実させる上でも、近隣自治体の料金も参考にしながら、保育料の検討も実施すべきであり、その際は保護者への十分な説明を行うとともに、入所基準の遵守を徹底していただきたいと思うのでございます。

鹿原保育所につきましては、僻地保育所として昭和56年から現在の研修センターと防雪センターの併設した施設内で保育業務を行っているが、施設の老朽化が進み、保育料をはじめ保育時間等サービス内容も他の施設と異なることから、今後の在り方を検討すべきであると思うのであります。

また、佐藤町長が公約していた乳幼児医療の無料化を来年度より小学校卒業時まで拡大したことは、即効性のある子育て支援策として評価されるが、次に少子化対策として若者定住化を促進する必要があり、将来性のあるまちづくりを進めていただきたいと思うのでございます。

宮崎地区に建設中の特別老人ホームにつきましては、民設民営ということで、当初懸念されておりました医師会との協力体制も得ることができ、また定員の8割程度を町内在住者から入所できる見込みということで入所待機者の解消につながることは、待機者やその家族にとって非常によろこばしいことと思うのであります。

教育行政についてであります。小野田中学校と宮崎中学校の統合につきましては、昨年8月に教育委員会と意見交換を行った際に統合はやむを得ないという意見であった。その後、今日まで統合について学校区内のPTA関係や区長会等各団体に説明会を行っているということであったが、学校の再編は町教育行政の重要事項であるが、今後、議会への説明を考慮していただきたいと思うのであります。

専門教諭や部活動など現行では両校の生徒に不利益が生じるため統合を早急に行いたいとする教育長の熱意は理解するものの、スケジュール的にも来年4月に統合するという急展開の中

で、小野田中学校、宮崎中学校のどちらを新校舎とするのか、早く決断し住民に説明すべきと思うのであります。

また、統合するまでの間、思春期を迎える子どもたちのメンタル面にも十分に配慮し、学校間、生徒間の交流を密にしながら、統合が地域の遺恨にならないよう平穩に進むことを望むものであります。

以上、教育民生委員会の報告を終わります。

○議長（米澤秋男君） 調査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これにて教育民生常任委員会の所管事務調査の結果報告を終了いたします。

日程第18 産業経済常任委員会の所管事務調査の中間報告について

○議長（米澤秋男君） 日程第18、産業経済常任委員会の所管事務調査の中間報告についてを議題といたします。

産業経済常任委員長から所管事務調査の中間報告をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を許可したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。したがって、産業経済常任委員会の所管事務調査の中間報告を許可することに決しました。

産業経済常任委員長の発言を許します。産業経済常任委員長一條 光君、御登壇願います。報告は簡略にお願いいたします。

〔産業経済常任委員長 一條 光君 登壇〕

○産業経済常任委員長（一條 光君） 産業経済常任委員会の中間報告をいたします。

調査事件は2点ございまして、一つは農林業の振興策について、もう一つは商工・観光の振興策についてでございます。

調査内容につきましては、お目通しをいただきたいと思います。

調査結果について、朗読をもって報告といたします。

初めに、農林業の振興策について。

加美町全域の森林面積は3万 3,307ヘクタールで、内訳は私有林1万 421ヘクタール、町有

林1万741ヘクタール、残りが国有林となっています。

町有林は直営林6,353ヘクタールと分収林3,967ヘクタールに大別され、直営林のうち人工林は2,508ヘクタールとなっています。

「千古の森」森林空間活用施設は、平成18年12月に完成し、山村体験交流施設として利用されています。ここは、標高500メートルに神秘的な二つの沼が存在し、風雪に耐えた木々に囲まれています。

しかし、訪れる人は当初の計画を下回っていることから、今後は更なる周知を図るとともに、真の自然を理解する場としての教育的な活用や、薬口施設群との相乗効果をめざすためにも、負担の軽減を図りながら、やがてはアクセス道路の整備が必要とされるところであります。

木質バイオマス利活用実証調査事業は、環境に配慮したエネルギーの利活用として注目されてきた事業であります。実務的に機能している先進事例はなきに等しい実態であります。

そのためにも、現在当町が進めているガス化発電プラントにこだわることなく、あらゆる可能性を探りながら、森林整備を進める現実的な林業政策にシフトすべきであると考えます。

次に、商工・観光の振興策について。

町の商店街は、米価の下落による購買力の低下や大型店進出により、老舗の廃業や後継者不足をきたし、空き店舗が増えてきています。この傾向は、中新田地区に限らず、小野田・宮崎にも共通しているところであります。

町としては、各種イベントの開催等、商店街活性化事業を行い集客を試みているものの、各商店の売り上げ増に結びついていないという指摘もされています。一方、大型商店にはない手づくり商品の販売や、きめの細かいサービスの提供、こだわりをもった商店は厳しい状況下でも販売力を維持しています。

今後は、商店街全体の規模の縮小は避けて通れないとしながらも、他にない独自のサービスを提供する店づくりややる気のある商店街への支援策を講じていくべきと考えます。

多くの雇用を創り出している企業の視察は、中新田地区2社、小野田地区2社、宮崎地区3社を数えました。企業は常に生産性を上げ、飽くなき利潤追求を余儀なくされる過程で、設備投資をしていかなければならないが、結果としてその分だけ雇用機会が減ってしまうということでありました。

また、職を求める側と企業が必要とする人材とに差異があり、せつかく町内での雇用機会が町民には就職できず、企業にとっては町外から採用せざるを得ないことが共通する問題であり

ました。

これは、町としても大きな損失であることから、町全体としてこれらの情報を共有しながら、学校での進路指導をはじめとし、行政が総合的に取り組むことが真の地元での働く場づくりになり、誘致した企業への配慮になると考えられます。やがてこのことは、新たな企業誘致につながり、若い世代の定住につながっていくものと確信するものであります。

以上、中間報告といたします。

○議長（米澤秋男君） 中間報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これにて産業経済常任委員会の所管事務調査の中間報告を終了いたします。

日程第19 閉会中の継続調査について

○議長（米澤秋男君） 日程第19、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長尾形 勝君より「①行財政運営の健全化について、②総合的な交通体系の整備について」調査が必要なため、教育民生常任委員会委員長近藤義次君より「①学校教育及び社会教育の振興について、②社会福祉及び医療福祉の充実について」調査が必要なため、産業経済常任委員長一條 光君より「①農林業の振興策について、②商工・観光の振興策について」結論が出ないため、議会運営委員会委員長米木正二君より「議会の活性化について」結論が出ないため、新庁舎建設調査特別委員会委員長下山孝雄君より「加美町の新庁舎建設に関する事項について」結論が出ないため、大崎市鳴子温泉向山地区産業廃棄物処理施設に関する調査特別委員会委員長尾形 勝君より「大崎市鳴子温泉向山地区に建設予定の産業廃棄物処理施設に関する事項について」結論が出ないため、以上6委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は3月19日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、会期中であります、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成20年加美町議会第1回定例会を閉会いたします。